

「あきる野市いじめ防止対策推進条例」 が制定されました！

あきる野市教育委員会は、これまでも「いじめ撲滅三原則」を合言葉に、市内の全小・中学校でいじめ対策を積極的に進めて参りました。

この度、あきる野市は、平成25年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」を受けて、あきる野市立学校に通う全ての児童・生徒が、今後、いじめの加害者となったり、いじめで苦しんだりすることがないようにいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「あきる野市いじめ防止対策推進条例」を平成27年3月30日に制定しました。

いじめ撲滅三原則

- 一、するを許さず。
- 二、されるを責めず。
- 三、いじめに第三者なし。

あきる野市教育委員会

全ての子どもたちは、かけがえのない存在であり、社会全体で子どもたちが健やかに成長することを支援することが大切であると考えます。一方、いじめは、子どもたちが人間として尊重され成長する権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危機を生じさせる恐れがあります。

あきる野市では、地域ぐるみで市立学校におけるいじめ問題を克服し、子どもたちの尊厳を保持するために、市と学校、保護者、地域住民、その他の関係機関が相互に連携し、いじめ防止に向けて取り組んでいます。

この度、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止対策等についての基本的な事項を定めるために、「あきる野市いじめ防止対策推進条例」を制定しました。



あきる野市いじめ防止対策推進条例の概要（基本的な考え方）

目的

- いじめの防止等のための対策について、基本理念を定めます。
- 市、教育委員会、学校・教職員、保護者、市民・事業者の役割を明らかにします。
- いじめの防止等のための対策について基本的な事項を定めます。
- 以上を踏まえて、いじめの防止等の対策を総合的、効果的に進めていきます。

（同条例 第1条より）

基本理念

- いじめが学校の内外を問わず行われなくなるようにしなければなりません。
- 児童等が、自他を大切に、互いの違いを認め合う中で、いじめの解決に向けて主体的に行動できるようにします。
- 学校は、組織的にいじめ防止対策に取り組みます。
- 学校だけでなく市、地域住民、家庭その他の関係者は、連携して、社会全体でいじめ問題を克服します。

（同条例 第3条より）

いじめの禁止

- 児童等は、いじめを行ってはなりません。

（同条例 第4条より）



いじめとは？

- 児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

（同条例 第2条第1号より）

あきる野市いじめ防止対策推進条例の概要（関係者の役割）

市の役割

- 市民やいじめ防止に関係する機関及び団体と連携して、いじめ防止のための対策を策定し、総合的かつ効果的に推進します。

（同条例 第5条より）

いじめ防止のための対策を策定するとは？

- いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、「あきる野市いじめ防止基本方針」を定めます。

（同条例 第10条より）

いじめ防止に関係する機関や団体との連携とは？

- 学校、教育委員会、児童相談所、警察署その他の関係者により構成される「あきる野市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、対策について協議します。

（同条例 第12条より）

教育委員会の役割

- 基本理念にのっとり、学校におけるいじめ防止等のために必要な措置を行います。

（同条例 第6条より）

学校及び教職員の役割

- 児童等の保護者や地域住民、その他の関係者と連携し、学校全体で、いじめ防止等の対策を取り組めます。
- 児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に対処します。

（同条例 第7条より）

保護者の役割

- 保護する児童等がいじめをしないように、規範意識を養うための指導をするように努めます。
- 保護する児童等がいじめを受けた場合は、いじめから保護します。
- 市や学校がいじめ防止等の取組に協力するよう努めます。

（同条例 第8条より）



市民及び事業者の役割

- 児童等の見守りや声掛け等を行って、児童等が安心して過ごせる環境をつくるよう努めます。
- 児童等がいじめを受けていると思われるときは、市や学校等に連絡するよう努めます。

（同条例 第9条より）



あきる野市いじめ防止対策推進条例のQ & A

Q1 児童等とは誰のことですか。

A1 この条例で定めている児童等とは、あきる野市立学校に通っている小学生及び中学生のことです。

Q2 いじめの禁止とありますが罰則規定があるのですか。

A2 罰則規定はありません。しかし、いじめは、罰則がないから行っていいというものでは決してありません。もちろん、重大な怪我を負わせた時などは、刑法や少年法などの法律に基づいて処罰される場合があります。

Q3 保護者や市民等は、役割を必ず果たさなければならないのですか。罰則規定がありますか。

A3 罰則規定はありません。しかし、いじめは、絶対に許してはいけない行為です。学校だけでなく、児童等に関わる全ての大人が協力していじめ撲滅に向けて取り組んでいただきたいと思います。

保護者の皆様は、児童等に対して挨拶をすることやルールを守ることなどを正しく教えてください。市民や事業者の皆様は、日頃から声掛けや見守りを行ってください。もし、いじめの疑いがあると思われるときは、遠慮なく、学校や教育委員会に連絡してください。

Q4 実際の条文を見たいのですがどうすればよいでしょうか。

A4 条文や基本方針、その他関連規則などは、市ホームページで見ることができます。

Q5 いじめが起こった場合は、どのように対応するのですか。

A5 いじめが発見された場合は、学校が主体となって事実確認をし、解決に向けて組織的に対応します。もし、重大事態が発生した場合は、学校又は教育委員会、さらに必要に応じて市に調査委員会を設置し調査するなど、対処します。

※ 重大事態とは、児童等が自殺を企図した場合や身体に重大な傷害を負った場合及び金品等に重大な被害を被った場合などの事態をいいます。

【問合せ・連絡先】

あきる野市教育委員会指導室 558-1111（内線2932）

【連絡先】

東秋留小：558-1126 多西小：558-1128 西秋留小：558-1127 屋城小：558-1129

南秋留小：558-1136 草花小：558-1133 一の谷小：559-4501 前田小：559-7611

増戸小：596-0240 五日市小：596-0017 秋多中：558-1124 東中：558-1125

西中：558-6260 御堂中：559-6211 増戸中：596-0241 五日市中：596-0173

秋川教育相談所：558-6444 五日市教育相談所：596-6460

五日市警察署（刑事生活安全組織犯罪対策課）：595-0110

福生警察署（生活安全課）：551-0110